

積雪・凍結による 労働災害をなくそう!



福井労働局

福井・武生・敦賀・大野労働基準監督署

1 積雪・凍結による転倒災害を防止しよう!!



笑えない・侮れない冬の転倒災害

平成23年1月から3月までの降積雪による休業4日以上死傷者数は101人（前年比+56人、2.2倍増）で、そのうち、積雪・凍結等による「転倒」災害は80人（前年比+58人、3.6倍増）で全体の79%を占めました。

凍結した場所で滑って、とっさに手を地面につき手首を骨折（休業180日）

ちょっとした転倒が思わぬ災害に……

長期の休業は、事業場の生産計画にも影響を与える可能性があります。

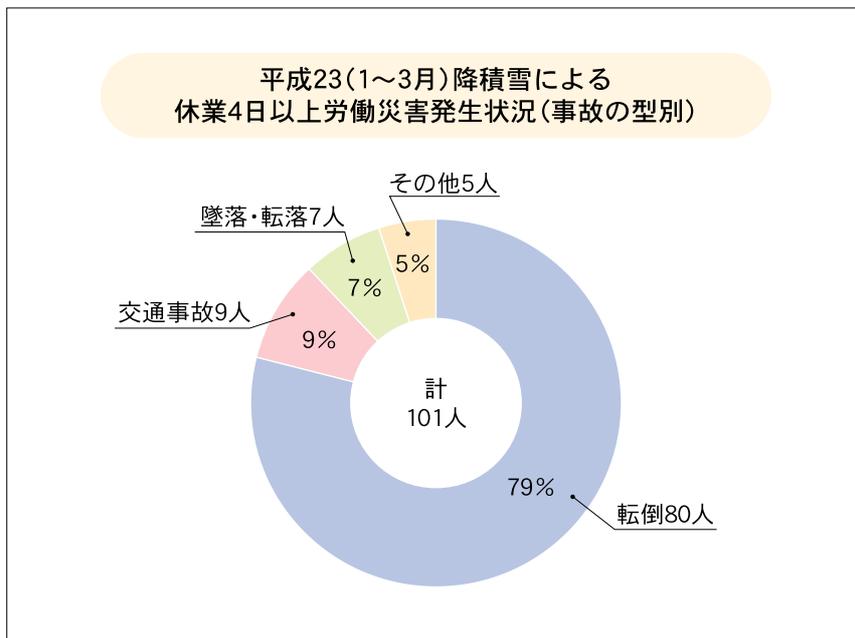


❄️ 積雪・凍結で転ばないコツ

- その① 小さな歩幅で歩く。
- その② つるつるした路面は、足の裏全体をつけて「すり足」で歩く。
- その③ 長靴等、滑りにくい・雪が入りにくい履き物を履く。
- その④ 歩くときは、ポケットに手を入れない。

❄️ 積雪・凍結で転ばせないコツ

- その① 屋外及び屋外に通じる階段には滑り止めを設ける。
- その② 除雪を行うときは、人が歩く通路を念入りに除雪する。
- その③ 凍結が予想される場所には、凍結防止剤を散布する。
- その④ 日陰となる北側や午後から日陰になる東側は、念入りに凍結防止剤を散布する。
- その⑤ 散水消雪を行うときは、水溜まりになり凍結することを防ぐため、水はけをよくする。
- その⑥ 履き物に付いた雪を取り除くため、事業場内の必要な箇所に滑り止め用のマットを設置する等、必要な措置を講じる。



2 スリップ等による交通事故の防止



- (1) スリップ等による交通事故を防止するため、自動車運転を伴う作業においては、気象情報を踏まえた適切な運行計画の作成、積雪の状況を踏まえた適切な装備を装着し安全な走行速度を遵守すること等の措置を講じること。
- (2) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成6年策定（平成20年改正）、以下「ガイドライン」という。）に基づく交通労働災害防止の徹底を図ること。特に、ガイドラインに定める第8の1の「異常気象等の際の措置」についての対応に留意すること。

3 除雪作業中の労働災害の防止

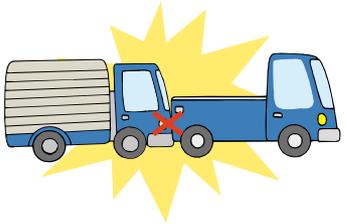
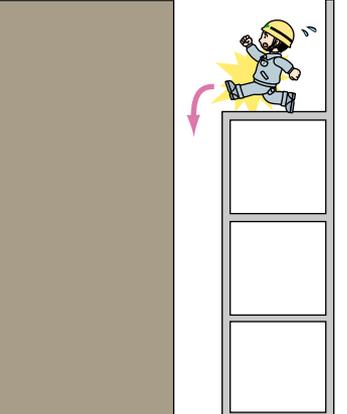


- (1) 建物の屋根の除雪作業などの場合
 - ①気象条件に十分注意し、大雪や大雨、気温の上昇等急激な気候の変化の直後は作業を行わないこと。
 - ②作業は一人で行わず、出来るだけ複数で行うこと。
 - ③軒先から落雪のおそれのある場合には、ロープ等で囲うなど立入禁止措置を講じること。
 - ④作業の合図を徹底し、上下の同時並行作業は行わないこと。
 - ⑤昇降用はしごは十分な長さのものを使用し、転倒しないよう固定すること。
 - ⑥親綱等を設け、安全帯を使用し、墜落・転落を防止すること。
 - ⑦保護帽を着用すること。
- (2) 上記（1）以外の除雪作業の場合
 - ①大雪や吹雪等の悪天候時で危険が予想されるときは、高所作業を行わないこと。
 - ②除雪機械への巻き込まれやはさまれ災害を防止するため、除雪機械と接触するおそれのある箇所には他の労働者を立ち入らせないこと。また、運転時の周囲の確認、作業範囲への誘導者、警備員等の立ち入り禁止の措置を徹底すること。更に、除雪中に視界が悪いときには作業を行わないこと。
 - ③除雪車等を使用する場合には、必要に応じ誘導者を配置し、誘導者には、運転者が容易に認識できる色彩の服装又は旗を持たせること。
 - ④長期間使用していない除雪機械を使用する場合は、作業前の点検及び操作方法の確認等を徹底すること。
 - ⑤作業通路には、路肩等から転落の危険がある場合には、ポール等の標識を設置すること。

4 積雪のある山間地域で建設工事、林業作業等を行う場合等の雪崩災害の防止

- (1) 降雪期間中は気象情報の雪崩に関する警報、注意報に十分注意を払うとともに、降雪量、積雪量、最高及び最低気温を把握し、雪崩の発生が予想される場合には作業を中止するとともに、当該危険区域への立ち入りを禁止すること。
- (2) 雪崩の発生に対する監視・連絡体制、避難方式等についてあらかじめ定めておくこと。
- (3) 工事又は作業の計画段階において、予め作業箇所周辺の地形、植生の状況、過去の積雪記録、雪崩発生の有無等を調査するとともに、雪崩の専門家の意見を聴く等、危険が予想される箇所に事務所、詰所等を設けないこと。
- (4) 日々の作業開始前に作業箇所周辺の雪庇、亀裂、吹き溜まりなどの降雪の状況等について点検を行い、その結果に基づき、作業開始の適否の判断等を行うこと。

災害事例 (平成23年福井局内発生分より)

No.	①傷病名 ②休業の程度	①性別 ②年齢 ③職種 ④経験	①事故の型 ②起因物	災害の発生状況
1	①右手首骨折 ②休業見込 3か月	①女性 ②60歳代 ③販売員 ④17年	①転倒 ②通路	 <p>出勤時に会社の駐車場へ着き、車から降り4～5歩、歩いたところ凍結していたため、滑って手をつき手首を骨折したものの。 (平成23年1月上旬 午前6時台に発生)</p>
2	①右下肢部骨折 ②休業見込 3か月	①男性 ②50歳代 ③トラック運転手 ④6年	①交通事故 ②トラック	 <p>積み荷を運搬するため国道を走行中、前方で停車したトラックに路面が凍結していたためスリップして追突したものの。 (平成23年3月中旬 午前5時台に発生)</p>
3	①右足骨折 ②休業見込 4か月	①男性 ②30歳代 ③建築作業員 ④5年	①転倒 ②作業床	 <p>除雪作業中、手持ち用のスノーダンプを使用し排雪作業をしていたところ、圧雪の上で転倒し右足を骨折したものの。 (平成23年1月下旬 午後4時台に発生)</p>
4	①頸椎骨折 ②休業見込 2か月	①男性 ②20歳代 ③土木作業員 ④6年	①墜落・転落 ②足場	 <p>足場の組み立て作業中、雪が降っていたため、足を滑らせ手すりのない箇所から墜落したものの。(手すり先行工法であったが、支柱が干渉し一部手すりが設置できなかったもの。) (平成23年1月下旬 午後2時台に発生)</p>